様式５

# 回答書

令和　７年　１月　３１日

入札参加者各位

地方独立行政法人山梨県立病院機構

「山梨県立中央病院ほか１施設の電気調達」（令和７年　１月　１７日公告）についての質問を、次のとおり回答します。

| 質問内容・回答 |
| --- |
| 1.　各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。<br>（答）　現在の電力供給会社は各施設ともに株式会社エネットになります。計量日は山梨県立中央病院が毎月 1 日、山梨県立北病院が毎月 23 日になります。<br><br>2.　1 日以外の場合は、年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求翌月、翌々月の 2 回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますご了承いただけますでしょうか<br>（答）　差し支えありません。<br><br>3.　各施設について、自動検針装置はついていますか。<br>（答）　自動検針装置を設置しております。05-2 仕様書(別紙 1)をご参照ください。<br><br>4.　各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。<br>（答）　契約しております。積算金額にも含めて算出してください。契約電力は 400kwh、使用期間は契約期間中の 12 ヶ月(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日まで)としてください。<br><br>5.　自家発補給電力につきまして【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季　すべての単価を入札時提出の内訳書に提示させていただくことは可能でしょうか。<br>（答）　05-3 仕様書(別紙 2)の(注 1)の記載のとおりとします。<br><br>6.　上記単価の提示が入札時に不可の場合、契約時に弊社にて単価を改めて提示させていただく認識でお間違えございませんでしょうか。<br>（答）　5.の(答)のとおりとします。<br><br>7. 契約書案に、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季　すべての単価が明記されない状態になっておりますが、こちらは実際の契約時には単価一覧を挟み込んでいただくことは可能でしょうか。<br>（答）　04-2　契約単価表の記載にありますように単価を算出ください。算出していただいた単価を契約書へ記載させていただきます。 |

8. 自家発補給電力不使用月単価につきまして、使用月の 20%、30%、50%等のご指定はありますでしょうか。
(答) 指定はありません。

9. 内訳書に記載する自家発補給電力基本料金については使用月、不使用月どちらの記載になりますでしょうか。
(答) 自家発補給電力は全て不使用月として算出してください。

10. 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。また日付に指定はございますか。
(答) 入札日当日の「令和 7 年 2 月 14 日」を記載してください。

11. 入札額の算定時の力率について、力率 100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)。100%以外の場合は、力率は何パーセントか、ご指示ください。
(答) 力率割引を考慮し 100%にて算出してください。

12. 内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。
(答) ご提示できる電子データは現在当院ホームページ上に掲載しております「山梨県立中央病院ほか 1 施設で使用する電気調達に係る一般競争入札」について添付しております電子データのみになります。

13. 内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか？
(答) 差し支えありません。

14. 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。
(答) 入札書に記載していただく金額は税抜金額としてください。入札時にご提出していただく内訳書の単価は税込、各施設の合計金額は税込金額と税抜金額を記載してください。契約時に契約書に記載する契約単価につきましては税込金額とします。

15. 入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。(少数点第●位までを切捨て or 切上げ or 四捨五入など) また入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。
①基本料金
②電力量料金
③毎月の合計金額
④年間の合計金額
⑤税込で計算した金額を入札金額（税抜）にする時
(答) ①～⑤までについて記載します。
①基本料金
②電力量料金
③毎月の合計金額
④年間の合計金額
⑤税込で計算した金額を入札金額（税抜）にする時
①、②は少数点第 2 位までを切捨て、③、④、⑤は小数点以下切捨てにて算出してください。

16.　各施設別に内訳書が必要になりますでしょうか。または全施設まとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)

(答)　差し支えありません。1 枚にまとめる場合は施設別に各月の内訳金額、各施設合算の合計金額等の内訳の記載がわかるように明記をしてください。

17.　毎月のお支払いについて、弊社では「銀行振込」でのお支払いのみとなりますがご了承いただけますでしょうか。

(答)　差し支えありません。

18.　弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。

(答)　紙請求書の発行をお願いします。

19.　お客さまにはお客さま専用 web ページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(web からダウンロード可能)

(答)　18.の(答)のとおりとします。

20.　発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。

(答)　差し支えありません。

21.　契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。

(答)　差し支えありません。

22.　ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。

(答)　18.の(答)のとおりとします。

23.　電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。(長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます)ご承諾いただけますでしょうか。

(答)　差し支えありません。

24.　請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様)

(答)　差し支えありません。

25.　弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承いただけますでしょうか？(自動販売機・施設内の売店等)

(答)　差し支えありません。

26.　毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。

(答)　差し支えありません。

27.　複数施設のうち指定の施設のみを 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか？
(答)　差し支えありません。

28.　弊社の請求書は、原則 web サイト上で速報版請求書翌月 5 営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月 7 営業日より順次掲載致します。
(答)　差し支えありません。

29.　燃料費等調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。
(答)　旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）が定める、電気供給条件を適用します。

30.　燃料費調整単価ついて、その単価は地域を管轄する旧一般電気事業者の定める電気需給約款に準ずる場合、①新標準メニュー(ベーシックプラン)での算出式を用いたものを使用するか、②旧標準メニュー(燃料費等調整単価)での算出式を用いたものを使用するのかどちらを検討されているでしょうか。
(答)　新標準メニュー(ベーシックプラン)の算出式にて、燃料費調整単価を 0 として算出してください。

31.　当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。
(答)　協議の上、可能です。

32.　契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kw 以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、弊社からあわせて単価の変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。
(答)　差し支えありません。

33.　契約電力が 1 施設で 500kw 以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。
(答)　差し支えありません。

34.　契約電力が 1 施設 500kw 以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近 1 年間の最大需要電力の実績値をご教授願います。
例：契約電力〇〇kw　最大需要電力実績：2024 年 1 月　〇〇kw
(答)　山梨県立中央病院　契約電力 2,000kw
最大需要電力実績:2024 年 10 月　1,744kw

35.　上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。

(答)　上記記載の契約電力と仕様書で記載の契約電力に相違はありません。

36.　電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近 1 年分の 30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。
(答)　対象のデータが当院にはございません。

37.　30 分値データ等をお持ちでなく提供ができない方　落札時に「30 分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。
(答)　差し支えありません。

38.　当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設 30 分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札時の対応となります。
(答)　契約後に協議させていただきます。

39.　入札保証金及び契約保証金の免除について、過去 2 年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須となりますでしょうか。
(答)　入札保証金につきましては本業務の入札参加資格、「都道府県の競争入札参加資格に係る登録を受けている者であること」【入札公告 3 の(3)に記載】の条件を満たすことで当院の契約事務取扱規程により契約を締結しないこととなる恐れがないと認められることから免除となります。契約保証金の免除につきましては実績が確認できる契約書等の写しを契約後に書面にて提出していただきます。

40.　入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教授お願いいたします。
(答)　39.の(答)のとおりとします。

41.　入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教授お願いいたします。
(答)　39.の(答)のとおりとします。

42.　施設において建築・増築(トランス増量等)にかかる移転はございますか。
(答)　電力の契約に影響するような工事の予定はございません。

43.　供給開始後期間中に引き込み位置の移転・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。
(答)　引き込み位置の移転・変更等、工事の予定はございません。

44.　契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 ヶ月前までに弊社と協議を行っていただく事をご了承いただけますでしょうか。
(答)　差し支えありません。

45.　開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡いただくことは可能でしょうか。
(答)　こちらから連絡はしておりませんが、入札日当日に入札会場にて落札者、落札金額を公表し

ます。

46.　落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書 1 ヶ月分の写しをご提出いただく事は可能ですか。
(答)　差し支えありません。

47.　計量日はご使用期間末日の翌日 0：00 となりますのでご了承いただけますか。(例：使用期間が 3/10～4/9 の場合、計量日は 4/10 0:00)
(答)　差し支えありません。

48.　蓄熱割引等の適用ができませんがご了承いただけますか。
(答)　差し支えありません。

49.　2 回線受電ですが、予備電力の種類は、予備線・予備電源のどちらでしょうか。予備電力の契約電力は 2,000kw でよろしいでしょうか。
(答)　予備電力の種類は予備線です。予備電力の契約電力は 2,000kw です。

50.　入札内訳書作成にあたり、単価は税込みの認識でよろしいでしょうか。
(答)　内訳書の単価は税込、各施設の合計金額は税込金額と税抜金額を記載してください。

51.　税抜単価で入札内訳書を作成する場合、契約書・電気料金の請求金額を算出する際は、税込単価で積算となりますがよろしいでしょうか。
(答)　差し支えありません。

52.　燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に考慮する必要がありますか。考慮する場合、それぞれの単価をご提示ください。
(答)　05-3 仕様書(別紙 2)に記載の単価にて算出してください。

53.　仕様書別紙 2「燃料費等調整単価は 0 円とし見込まないこととする」と記載がありますが、内訳書への記載も不要でしょうか。
(答)　内訳書へは記載をしてください。

54.　契約電力が 500ｋW 未満の施設は、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。契約電力が 500ｋW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が 500ｋW 以上で契約電力を越えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。
(答)　そのように想定しております。

55.　請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切捨てとなりますがよろしいですか。
(答)　そのように想定しております。

56.　1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払されることはございますか (例：庁舎〇〇

円、売店〇〇円)。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
(答)　1施設の電気料金を複数で分担してお支払いすることはありません。

57.　毎月の燃料費調整単価及び市場価格調整単価について、以下①及び②のとおり計算いたしますが、ご承諾いただけますでしょうか。
①旧一般電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社)が、応札時点において、適用しているベーシックプラン(2024年4月1日より適用のもの)の算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。
今後、旧一般電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社)が算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきます。
※算定諸元とはその月の燃料費調整単価および市場価格調整単価の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで金額そのもの(0.00円)を固定するお願いではありません。
②市場価格調整単価については、旧一般電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社)の場合より遅れて、毎月の請求に反映されます。(計量日により、1ヶ月後か2ヶ月後の反映)
(答)　旧一般電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社)が定める2025年4月1日から適用の約款(ベーシックプラン)のとおりとし、現行諸元ではなく見直し後諸元の各換算係数を用いて算出ください。

58.　ベーシックプラン適用の場合、電力量料金単価は、季節、時間帯の別なく同一の単価で設定させていただきますがよろしいでしょうか。
(答)　差し支えありません。

59.　供給開始後、供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う場合は、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
(答)　差し支えありません。

60.　地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変動は可能ですか。
(答)　協議の上、可能です。

61.　契約書締結後、契約書に記載のない事項で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
(答)　応じます。

62.　契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦頂けますか。
63.(答)　差し支えありません。

64.　入札用封筒の記載内容に指定はありますか。指定がある場合はご指示ください。
(答)　入札書及び入札に関わる文書の提出に封筒は必要ありません。封筒に入れずに提出していただきます。

65.　電気の契約を締結した場合には、その契約内容を１年間継続していただくことを原則とし、１年未満のご使用の場合は臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、１年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力を１年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。
(答)　差し支えありません。

66.　自家発補給電力の基本料金に関してですが、未使用時として計算してよろしいでしょうか。自家発補給電力は未使用で計算する場合、「自家発補給電力基本料金単価×契約電力(kw)×未使用時倍率」となりますが、内訳書作成にあたってもこの計算とさせていただきますがよろしいでしょうか。
(答)　未使用時として計算してください。内訳書作成においての計算方法もそのように想定しています。

67.　自家発補給電力について、内訳書では未使用時の基本料金のみ算出しますが、契約は自家発補給を使用する、使用しないにかかわらず、電力料金単価を設定させていただきますので、欄外に電力使用量単価を記載してもよろしいでしょうか。
(答)　そのように想定していますので、内訳書欄外に自家発補給電力を使用した場合の電力料金単価を記載してください。

68.　自家発補給電力契約について、定期点検時期を教えていただけますでしょうか。また、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。例えば、定検時期を 7～9 月、12～2 月平日以外にしていただくことは可能でしょうか。
(答)　定期点検時期は 10 月下旬の金曜日です。

69.　自家発補給電力の利用目的を教えていただけますでしょうか。(常に活用する、非常時、ピークカット用など)
(答)　発電設備の点検・故障時用です。

70.　仕様書 2(B)「特約割引額」の記載がありますが、こちらは必須でしょうか。
(答)　必須ではありません。

71.　再度入札を辞退する場合、入札書に「辞退」と記載して、封筒に入れ提出することでよろしいでしょうか。
(答)　「辞退」と記載して、封筒に入れずに提出してください。